

## 隠岐の安龍福

内 藤 正 中

(元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授)

An Ron Buk in Oki Island

NAITO Seichu

キーワード：領土紛争 (territory dispute)、竹島=独島 (Takeshima Island)、日朝関係史 (history of Japan-Korea relations)

### 1 はじめに

日韓両国間で対立している竹島（独島）の領有権問題のなかで、必ず登場してくるのが安龍福である。朝鮮国慶尚道東萊の安龍福は、17世紀末に日本伯耆国に来て、鳥取藩主から鬱陵島と子山島（独島）は朝鮮の領土であることを認めた書契をもらったということで、独島の領有権を日本で主張した人物として、韓国の中学高校の国史教科書で特筆されているのである。

安龍福が日本で独島の領有権を主張したということは、『朝鮮王朝実録』などに記してある。ただしそれらの記録は、伯耆国から帰国した後に捕えられ取り調べを受けた備辺司での供述がもとになっている。その供述の信憑性について客観的に立証できる史料はなく、備辺司で同行者たちも同じようなことを述べたと記すにとどまっているところに、安龍福の供述がもつ問題性があるというべきであろう。何よりも、日本で起こった事件であるだけに、日本側とりわけて当事者である鳥取藩の記録とつき合せてみる必要がある。幸いなことには、鳥取藩には池田家文書をはじめ、『因府年表』や『竹島考』などの関係史料が

あり、伯耆—因幡両国での安龍福の足跡や鳥取藩としての対応について知ることができるのである。このため私は、かつて『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』（2000年、多賀出版）のなかで、因伯両国における安龍福について取り上げ説明したことがある。

この安龍福について、1696（元禄9）年5月に隠岐国に着岸した時の取調記録が、島根県隠岐郡海士町の村上家で2005年5月に発見された。「元禄九丙午年朝鮮舟着岸一卷之覚書」である。

海士町の村上家は、隠岐島前の公文役であり、松江藩預かりとなる1721（享保7）年から実施される大庄屋制では、島前二郡を代表する大庄屋となる。隠岐国は、1638（寛永15）年から1687（貞享4）年までは松江藩の預け地であったが、1688年から1720（享保5）年までの間は、幕府天領として石見国銀山料大森代官の管轄になっていた。したがって、代官所から派遣されていた隠岐の在番役人は人数も少なかったため、大庄屋は日常的に行政実務にたずさわっていた関係で、朝鮮船来着にさいしての取り調べにおいても立ち会って記録を残したものと思われる。

1696（元禄9）年5月18日に、隠岐国島後の西村海岸に着岸した朝鮮船には、安龍福ら11人が乗っていた。取り調べたところ、安龍福は「朝鮮八道之図」を示し、日本で竹島、松島と呼んでいる島は朝鮮国江原道に属することを明らかにする。併せて自分たちは鳥取の伯耆守に訴願するために当地に立ち寄ったもので、順風を待って伯州に渡海するつもりであるとも語っている。

安龍福らは6月4日に伯耆国赤崎に行く。隠岐国では5月23日付で、大森の石州御役所に「覚書」に書き留めたものを報告書として提出する。したがって、5月22日から6月4日までの間の隠岐滞在の状況については明らかにすることはできない。鳥取藩内に滞在中のことについては、鳥取藩の諸記録によって詳細を知ることができるが、城下入りをした6月21日を最後にして、8月6日に帰国してゆく50日間の記録は外聞をはばかってのためか、簡潔にまとめるかたちをとっている。

そのために、『朝鮮王朝実録』などで安龍福が供述したことになっている、鳥取藩主に会って竹島、松島が朝鮮領の鬱陵島と子山島であることなどについて、

て、ほんとうに主張したかどうかを確認することのできる鳥取藩側の史料はない。しかしながら、隠岐で代官役人が取り調べた「朝鮮舟着岸一卷之覚書」で明らかなように、竹島、松島が朝鮮領であることを主張するための準備をして、伯耆州をめざしてやってきた事実は確認できるのである。また、伯耆に着岸した時に、船首に「朝鬱両島監税將臣安同知騎」と墨書した旗をかかげていたことなども、隠岐で見られた領有権を主張するための準備の一環として理解できることになる。これらのことから、安龍福が備辺司で行った供述のすべてを自作自演の作り話として全否定する見解に対しては、見直してゆく必要があるのではないかと思っている。

なお松島（現竹島、独島）は、朝鮮王朝の時代には「于山島」と呼ばれているが、安龍福は備辺司での供述のなかでも、そして隠岐でも「子山島」といっているため、本稿では「子山島」と記すことにする。

## 2 隠岐着岸の朝鮮船

朝鮮船が隠岐島後の西村に着岸したのは、1696（元禄9）年5月18日であった。しかしそこは荒磯であったことから中村に行き、19日の夜に大久村のかよい浦に入り、20日になって西郷から駆けつけてきた在番役人による取り調べが行われた。22日に調べが終り、石州御役所に送る調書を作成するとともに、西郷に船を廻送しようとしたが、風雨が強かったため、そのまま大久村にいた。

朝鮮船は、長さ3丈（9m）、幅1丈2尺（3.6m）、深さ4尺2寸（1.3m）の80石積みの船で、帆樫2、帆2、楳1、櫓5、木碇2を持っていた。船首には木綿の幟が2枚あったほか、楳が4房、敷物のござ、犬の皮があった。

これら諸品については、別に「朝鮮舟在之道具之覚」として書き留められている。そこでは白米（<sup>かます</sup> 1 呎に3合程残り申候）、和布3表、塩1表、干鮑1、薪1ノ（長6尺8寸、但1尺廻り）、竹6本（長3尺5寸、同3尺）、刀1腰（此刀武器ニハ難用、<sup>まそう</sup> 鹿相成ニテノミ）、脇指1腰（脇指ニ候へ共、料理ナトイタシ候ニ付、包丁同然）、<sup>やり</sup> 鏝4筋（何も鮑笠物之由、長物は4尺斗<sup>ばかり</sup>）、長刀1、半弓1、矢1箱、帆柱2本（内1本は8尋、1本は6尋、内1本は竹の由）、楳1羽（1丈4尺5寸）、みな王綱（わら、かづら）、とま10枚斗（内2枚長5

尺、横1丈2尺、残ハ日本ノとまヨリ少し大キ)、犬皮3枚、敷ごご3枚(帆ごごノ類ニテ候)であり、「右之通見分仕候処紛無御座候」とある。

乗船していたのは11人であった。名前を書き出したのは、安龍福、李裨元、金可果、雷憲、衍習の5人で、年令を記したのは、安龍福、雷憲、衍習の3人だけで、他の俗3人、僧3人は名前も年令も明らかにしなかった。

安龍福は午歳の43才、冠のような黒い笠をかぶり、水精の緒、アサキ木綿の上着、腰に通政大夫、申午生、住東萊、印彫入と記した札をつけていた。扇には小箱に入った印判、そして耳かき楊子の入った小箱をつけていた。

金可果も冠のような黒い笠をかぶり、木綿の細白き上着をつけていたが、扇は持っていない。年齢は不明。

雷憲は興旺寺の住持で、年は55才。冠のような黒い笠、木綿の細美なる上着をつけ、扇子を持っていた。金鳥山朱印の康熙8年閏3月20日と記した書付、長さ1尺、幅4寸、高さ4寸の箱を持ち、その中には鈴の金具、竹で作った算木、硯、筆墨があった。また珠数は日本の禅宗が使っているのと同じで、珠の数は10ばかりであった。

衍習は雷憲の弟子の僧、33才で、衣装は雷憲と同様である。

他の僧3人は、竹島を見物するために同行したと述べている。

以上が、乗船していた11人に対する調査の結果で、名前、年齢、衣服、持物などが調べられている。なお名前については、雷憲以外の10人全員が、調査の

隠岐	伯耆	帰国後
安龍福 43才	安同知(朝鬱兩島監稅將)	安龍福(東萊人)
李裨元	李裨將(進士軍官)	李仁成(平山浦人)
金可果	金裨將(進士軍官)	金成吉(樂安人)
金耳官	金沙工(帶率)	
柳上工	劉格率(帶率)	劉日夫(興海人)
ユウカイ	劉漢夫(帶率)	劉奉石(寧海人)
雷憲 55才	雷憲(金鳥僧將釋氏)	雷憲(順天僧)
衍習 33才	習化主(釋氏帶率僧)	金順立(賁延安人)
靈律	律化主(釋氏帶率僧)	靈律丹(勝淡連習)
勝淡	淡法主(釋氏帶率僧)	
丹賁	賁主(釋氏帶率僧)	
「朝鮮舟着岸一卷之覚書」	「竹島考」	「朝鮮王朝実録」

都度異なっていることが次の表からわかる。「伯耆」というのは、伯耆国に上陸して鳥取藩が調べたもので、『竹島考』による。「帰国後」とは『朝鮮王朝実録』で備辺司が調べた時のものである。

着岸朝鮮人の取り調べは、11人のうち安龍福、雷憲、金可果の3人が代表して、在番役人に答えるかたちで行われた。そのさい安龍福が「通詞ニテ事ヲ問申候得バ、答申候」とあるように、安龍福が通訳になって日本語での質疑と応答が行われた。安龍福の日本語は、釜山の倭館に出入りして覚えたといわれているが、元禄6(1693)年に竹島から米子に連行された時も、「和語通詞」ということであった。ただし、隠岐のあと伯耆国へ行き、青谷の専念寺で鳥取藩の儒者と対談して以降は、城下鳥取に入っても日本語はわからないということに通している。

### 3 元禄6年の安龍福

隠岐での在番役人の取り調べのなかで、安龍福は「四年己前西夏竹島ニ而伯州之舟ニ被連まいり候」と、4年前の夏に伯耆の船によって竹島から連れてゆかれたと述べている。その時は、「とりべ」という者も一緒であったが、今回は竹島に残してきたと付け加えている。

1696(元禄9)から4年前は1692年であるが、酉年は1693年である。その年3月に、アンビンシャ(安龍福)とトラヘ(朴於屯)の両人が、竹島から米子に連行されたのである。その時の日本側の記録は次の通りである。

前年の1692(元禄5)年に竹島に渡海した村川船は、初めて朝鮮人に出会った。ただ朝鮮人は53人もいるのに日本側は21人であったから、朝鮮人が来たいたとする証拠の品だけを持って早々に引き揚げた。その時、朝鮮人のなかに日本語のわかる者がいたので、「此島之義公方様より拝領仕り、毎年渡海いたし候島にて候ところに、何とて参り候や」と、きびしく尋問したことを船頭の「口上之覚」は記している。

そして1693年3月の大谷船の渡海である。この年も朝鮮人が先に来ており、そのなかに前年に出会った通詞の者がいたので、船に乗せて帰った。それは、昨年竹島に来てはいけなと強く叱りつけたにもかかわらず、今年も来ている

のは迷惑至極というべきで、きつく申し聞かせ断ってほしいと考えて米子に連行してきたという。

朝鮮人2人を連れて3月18日に竹島を出発、20日に隠岐の福浦に着き、そこで在番役人の取り調べを受けた。そして23日に福浦を出発するにあたり、2人の朝鮮人に酒1樽が贈られたと船頭は述べている。その何故かはわからない。

途中島前を経て27日に大谷船は米子に帰着、灘町の大谷九右衛門宅に収容される。鳥取藩は作廻人と警固の足軽2名を付けた。取り調べは、鳥取から家老の荒尾大和とその伯父になる荒尾修理が派遣されて当り、1か月後の4月28日になって「唐人の口書、並に所持候書三通」が鳥取の藩庁に送られ、30日にはそのまま江戸の藩邸に廻送されている。

取り調べを終り、江戸からの指示を待っている間、鳥取藩の『控帳』5月11日の條には、「アンピンシュン（和語通詞なり）気晴いでもうすべくに出可申、色々わやく申候由、修理迄申來候得共、外に出候事無用と差函申事、且又酒給申度由候得共、是又晝夜に三升より上は無用の由、申達候事」とある。5月11日というと、3月27日に米子に連行されて以来、50日近くにもなる。取り調べが終り、安龍福の「口書」も提出されたことから、気晴らしのために外出したいと申し出たほか、いろいろ苦情を述べたようである。外出は許可されなかったが、1日3升までは酒は飲んでもよいということになった。

ここで和語通詞がアンピンシュンという名前であることが判明している。1828（文政11）年に鳥取藩士の岡嶋正義がまとめた『竹島考』では、安龍福の名前は竹島で出会った時に尋ねたことになっており、「吾在所ハ朝鮮国慶尚道東萊県ノ者ニテ、アンピンシャ、年齢四十二才ナリ、是ナル者ハ蔚山ノ人ニテ、トラヘト云ヘリ、年齢ハ三十四才ナリ」と答えたとしている。

幕府の指示が出たのは5月26日であった。それは朝鮮人を陸路で長崎に送るようというもので、『竹島考』には、「関東ノ御沙汰ヲ歴テ、政老中ヨリ朝鮮人ヘハ、以来竹島ヘ渡海致サザル様ニ急度きつと申含メ、肥前国長崎マデ送還スベキ旨御裁定ナリ」と記している。

『控帳』によれば、長崎送りに先だって朝鮮人を鳥取に連れてくるようにと藩庁が命じている。このため、3名の組士を護衛に、医師もつけて米子から鳥

取に送った。鳥取の城下入りは6月1日で、まず家老の荒尾大和邸に入り、翌日から1週間は城下の会所に収容された。荒尾邸から会所に移した夜には、重臣4名が集ってわざわざ朝鮮人兩名に会っている。物珍しさからかどうかはわからない。なお、『竹島考』によれば、「アンピンシャハ猛性狂暴ナル者ノ由」とあり、『因府年表』では、「異客の内に暴悪の者これ有る由」と記し、そのためもあってか城下入りにあたっては、「女童出で候事無用」と、鳥取藩が触書を出している。

長崎送りは、海上は心配であるとして陸上の道をとること、そして「萬々共御用意、夫々役人江申渡候事」と、鳥取藩として十分な配慮をして送り出した様子がかがえる。道中は家臣2名が使者に任命され、医師、御徒方5名、輕卒御小人若干、脚力、それに料理人まで随行させている。6月7日に鳥取を出発同月30日に長崎到着、7月1日に長崎奉行所に2人の朝鮮人を引渡した。長崎では対馬藩留守居役に預けられて取り調べられ、8月14日に対馬藩から来た者に渡されて9月3日に対馬に着き、9月末に対馬藩の使者に連れられて帰国する。

対馬藩の『朝鮮通交大紀』には、「元禄六癸酉年 此年 鈞命して朝鮮人四十余名、我因幡州竹島に來り漁せしによりて、其捕へたりし二名を彼国に送致せしむ。九月、公 多田与左衛門をして書を持らし、是を送られしの事」と見える。「我因幡州竹島」と記してあるのが注目される。

これに対して韓国側の史料としては、『朝鮮王朝実録』その他がある。ここでは慎鏞廈の『史的解明独島（竹島）』（インター出版）のなかの記述についてみることにする。

「数的に優勢であった日本人漁民たちが、朝鮮の蔚山のボス格である安龍福、朴於屯らにゆっくり話し合おうと、うまく持ちかけて隠岐島に連行した。

安龍福は隠岐島主に鬱陵島は朝鮮の領土であることを訴えた。そして朝鮮人が自分の国の地に入っただけなのに何故に拉致したのかと抗議した。隠岐島主は上司である伯耆藩の藩主に安龍福を引き渡した。そこでも安龍福は堂々と朝鮮領土であることを主張した。そして日本は、日本人漁民が国境を越えて出漁するのを

取締まるべきだと要求した。

当時の伯耆藩の藩主は、鬱陵島が朝鮮の領土であることを知っていたので、安龍福を江戸幕府に引き渡した。

江戸幕府は安龍福を審問した結果、彼の主張に一貫性があり、事実を述べていることを認め、鬱陵島は日本の領土ではないという外交文書を伯耆藩の藩主に書かせ、安龍福らを江戸から長崎、対馬を経て朝鮮に送り返そうとした。

しかし安龍福が長崎に着くと、対馬島主は彼らを再び捕縛し、対馬へ連行し、そこで鬱陵島は日本領土でないとしてある外交文書を奪い、彼を日本領土である鬱陵島を侵犯した罪人あつかいにし、朝鮮の東萊府で朝鮮側に不法な要求をつきつけて彼を釈放した。」

日本側の史料は、鳥取藩で拘束していた安龍福をどのように処遇したか、そして米子—鳥取—長崎のルートで送り返したことが中心になっている。これに対して韓国側の史料は、安龍福の備辺司での供述にもとづいている。安龍福の足跡も、隠岐—伯耆藩—江戸幕府—長崎—対馬島となっており、日本側の記録と大きく異なっている。

問題になるところは、第1に、隠岐で島主に鬱陵島が朝鮮の領土であると主張し、自分を拉致連行したのは不当であると抗議したかどうかについてである。その取調内容はわからないが、船頭の口上書では「御番所より唐人ニ酒一樽被遣候」と記してあることを、どのように考えるかが問題として残る。本人の意向に反して連行してきたことに対する陳謝の意味が込められていたのであろうか。

第2は、隠岐国は幕府直轄の天領であり、大谷船が属する伯耆国とは関係がない。したがって、隠岐の役人が安龍福を鳥取藩に引渡したのではないのである。隠岐から米子に連行していったのは、大谷船の船頭が竹島渡海事業が朝鮮人によって妨害されている実情を訴え出るためで、安龍福らはそのための証人であった。

第3に、米子での拘留は大谷邸内であり、鳥取藩はこれに足軽2人を警固役とした。取り調べは鳥取藩家老の荒尾大和と伯父の荒尾修理が担当した。安龍

福が竹島すなわち鬱陵島が朝鮮の領土であると主張したかどうかは確認できないが、言及した可能性についてまで否定することはできない。調書として鳥取の藩庁、さらには江戸の幕府に送られた「唐人ノ口書」、すなわち安龍福の供述がある。その内容はわからないが、「唐人ノ口書」が幕府に送られたことにより、幕府の竹島領有権についての認識が明確になり、朝鮮政府に対する朝鮮人の竹島渡海禁止の申し入れになったのであるから、何らかの主張が行われたものとみななければならぬ。

もちろん、安龍福が述べているように、鳥取から江戸に送られ、幕府で審問した上で、鳥取藩主が鬱陵島は朝鮮領であるとする書契を安龍福に与えたなどというのは、すべて安龍福の作り話である。

第4は、長崎から対馬藩に引渡されて以降は、安龍福に対する処遇が一変して罪人扱いになったことについてである。『朝鮮王朝実録』は、「伯耆州所給銀貨及文書馬島人劫奪」と記し、鳥取藩主からもらった銀貨も書契も対馬藩で没収されたというが、これは事実ではない。

隠岐そして米子と鳥取で受けた対応は、たしかに厚遇というべきであろう。これに対して対馬藩の場合は、幕府の意向を受けて竹島への朝鮮人の渡海禁止を申し入れることになっている以上、安龍福らは越境侵犯の罪人として処遇されることになるのであった。

#### 4 元禄9年の安龍福

1694（元禄7）年の竹島渡海は、荒天のために途中から引返している。

同年11月、来春の渡海準備のため、村川、大谷両人は鳥取藩に例年通り資金の貸与を願い出た。併せて、竹島で朝鮮人に会った時にはどのように対処したらよいかを伺い出た。これに対する鳥取藩の回答は、かつてないきびしいものであった。すなわち、「費用借用の儀度々なるを以て、之を許可せず、渡海の事は商売の勝手たる可く、朝鮮人在島の節の処置は差図に及び難し」というものである。

あたかも、「竹島一件」と呼ばれる日朝両国間での外交交渉がはじまって1年を経過した時期である。朝鮮側は、それまでの「弊境之蔚陵島」と「貴界竹

島」といって別の島であるような表現をとっていた妥協説を改めて、「倭人所謂竹島、即我国鬱陵島」とする主張を述べて、日本側の譲歩を迫っていた。そうした情勢を反映して、鳥取藩においても竹島渡海事業の見直しがはじめられていたといえなくもない。そして1695（元禄8）年末には、鬱陵島は朝鮮領土であることを日本側も確認することで、「竹島一件」の結着を図る方向性がつくられ、1696年1月の幕府による竹島渡海の禁止令となる。

隠岐に安龍福ら11人が着岸するのは、1696年の5月18日であった。すでに1月に幕府の渡海禁止令が出ているので、日本人の竹島渡海者はいなかったはずである。しかし安龍福が帰国後に備辺司で供述した記録—『朝鮮王朝実録』肅宗22年9月戊寅條には、全くちがった状況が記されているのである。慎鏞廈の著書から引用することにしたい。

「鬱陵島には、すでに日本の船がたくさん停泊していた。そこで安龍福が彼らに怒鳴りつけた。“鬱陵島はもともとわれわれの島であるのに、日本人がなぜ国境を越えて入ってくるのか。”

日本人がこう答えた。“われわれはもともと松島（于山島、独島）に住む者だが、たまたま魚を追ってここに来たのであって、すぐ帰るつもりだ。”

安龍福はこれに対して、“松島は于山島で、やはりわれわれの島だ。どうして松島に住んでいるのか。”と問い返した。

そして次の日、于山島に行ってみると、昨日の漁夫たちが釜で魚を煮ていたので、棒切れで追っ払ったところ、皆船に乗って日本へ帰って行った。

安龍福らは彼らを追って日本の隠岐島に上陸した。隠岐島主が安龍福に渡航理由を尋ねると、彼は大声で怒鳴った。“何年か前、私が日本に来た時、鬱陵島、于山島などの島は朝鮮の領土に決まり、將軍の書状まで頂いたのに、日本は分別もなくわが領土を踏みにじるのか。”

これに対し、隠岐島主は彼の抗議の内容を伯耆藩主に必ず伝えると約束した。しかしいくら待っても何の消息もなかった。安龍福はこれに憤慨し、船で伯耆に向かった。」

鬱陵島で日本人に出会ったという話は、安龍福の作り話であって事実ではないことはすでに指摘した。その上で隠岐にやって来て、鬱陵島と子山島が朝鮮の領土であると主張したかどうか。村上家文書の「覚書」についてみよう。

安龍福は、取り調べの在番役人に対して、「朝鮮八道之図」を差し出した。そこで竹島と松島については次のように述べている。

「安龍福が申すには、竹島は竹島と申し候、朝鮮国江原道東萊府の内に鬱陵島と申す島があり、是を竹の島と申す由、則ち八道之図にこれを記して所持仕り候」

「松島は右道の内、子山と申す島御座候、是を松島と申す由、是も八道之図に記し申し候」

安龍福は、尋ねられていないにもかかわらず、竹島の鬱陵島、松島の子山島について述べているのである。しかも両島ともに朝鮮国の江原道東萊府に属しており、八道之図にも記してある通りという。八道之図なるものは持参しているといったが、村上家文書のなかには見られない。

朝鮮八道を列挙した書面では、江原道のところで竹島と松島が記してある。また「此道ノ中ニ竹島松島有之」とあるが、他の道の島については記していないことからして、竹島と松島を朝鮮の領土として主張するために特別に作ってきたものと考えられる。

竹島と松島の位置関係については、同じ「覚書」のなかで次のように記してある。

「当子三月十八日、朝鮮国朝食後に出船、竹島へは夕方着、夕飯を食べ申し候由」

「五月十五日竹島出船、同日松島着、同十六日松島を出て、十八日朝隠岐島の内西村の磯へ着」

「竹島と朝鮮の間三十里、竹島と松島の間五十里これあり申し候」

韓国の蔚珍と鬱陵島の間は140キロ、鬱陵島と現竹島（松島、子山島、独島）

は92キロとされている。したがってここでいっているように、朝鮮本土と竹島の間が30里で、竹島と松島の間が50里というのは正確ではない。また、本土で朝食後に出発すると、鬱陵島には夕方に着くというのも、里数に合せていったものと思われる。ともあれ、こうした表現は、鬱陵島は朝鮮に近いこと、したがって朝鮮の領土であることをいいたいための配慮から出たものと思われる。

また時間距離では、5月15日に竹島を出発すると、同日中に松島に着く、16日に松島を出ると、18日の朝に隠岐に着いたといっているのは実態に合っている。1667（寛文7）年の齊藤豊仙による『隠州視聴合紀』でも、隠岐の北西方向に1泊2日で松島へ、さらに1日行くと竹島に到着すると記してある。

以上みてきたように、鬱陵島の竹島、子山島の松島についての位置関係の認識もたしかであり、両島はともに朝鮮国江原道東萊府に属する島であることを「朝鮮八道之図」を使って説明したこと、それを日本側の隠岐国在番役人が記録に書き留めたことなどが、明らかになったのが村上家文書の「元禄九丙午年朝鮮舟着岸一卷之覚書」である。

## 5 隠岐の安龍福

隠岐にやって来た安龍福が、鬱陵島の竹島、子山島の松島がともに朝鮮の領土であることを明示し、日本側の役人に記録させたことは、領有権問題をめぐる安龍福の役割を決定づける意味をもつ。日本側の記録のなかでは、村上家文書の「覚書」だけがそのことを記しており、鳥取藩の関係文書では見ることはできないのである。したがって、安龍福に子山島（独島）が朝鮮の領土であると日本側に主張した事実を確認できるものは、『朝鮮王朝実録』などの韓国側史料ではなく、隠岐での言動を記録したこの「覚書」というべきである。

なお、この「覚書」には、安龍福という人物を知るために重要と思われるいくつかの手がかりがある。

第1は、取り調べのなかで「癸酉十一月、日本にて下され候物共、書付の帳一冊出し申候、則写之申候」とある文言で、癸酉の年は元禄6年で、竹島から米子に連行された時のことである。

前述したように、鳥取藩でもらったという書契も銀貨も、帰国の時に対馬藩

で没収されたと、その後の備辺司で供述していたにもかかわらず、隠岐では日本でもらった物や書付をもって来たといっているのである。しかもその書付は、在番役人が写し取ったと述べているが、残念ながら現存していない。

第2には、元禄9年来日する直前のこととして、鬱陵島では日本人を怒鳴って追い払い、子山島では「松島即子山島、此亦我国地」といったとされているが、それが事実でないことは前述した通りである。

しかし、竹島と松島が朝鮮の領土であるとする「八道之図」を用意して来日してきたことは明らかである。隠岐島主に抗議したかどうかは別にして、「伯耆守様江訴訟有之候て」隠岐に立ち寄ったもので、在番役人は「伯州へ訴訟のわけ書き出し候様に」と、安龍福に訴訟内容を詳細に書くことを求めている。これに対する回答は、「書き出すには及ばず、伯州へ参り委細申し上げべき由」ということであった。だから隠岐の役所としては、抗議内容を鳥取藩に伝達することはできず、訴訟のために伯耆へ行くことだけしか連絡できなかったと思われる。

第3に、6月4日に伯耆に行った安龍福は、船首に「朝鬱両島監税將臣安同知騎」と墨書した旗をかかげて青谷に着き、専念寺で鳥取藩から来意を尋ねられる。この時、安龍福は青帖裏の官服を着て、黒布の冠をかぶり、皮靴をはき、鳥取藩が用意したカゴに乗っていたと備辺司で供述しているが、隠岐で船内の道具を調べた前述の記録のなかには、官服や皮靴はもっていなかったのである。また、鳥取藩がカゴと馬を提供したのは鳥取の城下入りの時で、安龍福はそれを青谷でのことと誤認している。

第4に、鳥取藩では外交使節として迎えられ、青谷から賀露を経て城下に入り、町会所を宿所とした。当然に藩の重臣と対談したと思われるが、それを安龍福は藩主に対座して鬱陵島への伯耆船の渡海について抗議したといっているが、そうではない。ただし、李仁成に書かせた訴文を鳥取藩に提出し、鳥取藩から江戸の藩邸に送り、そして幕府に届出た可能性についてまで全面否定することはできないと思う。

それというのも、『朝鮮王朝実録』肅宗23年2月乙未條には、1697（元禄10）年2月に、対馬藩主が朝鮮の東萊府使に行った質問のなかで、「去秋、貴国人

呈單ノ事アリ、朝令ニ出ヅルカト」と尋ねたのに対して、東萊府使は「漂風ノ愚民ニ至リテハ、設ヒ作為スル所アルモ、朝家ノ知ル所ニ非ズ」と答えたことを記しているし、さらに『朝鮮通交大紀』が記す翌年3月の文書では、「呈書の事に至りては、誠に其の妄作の罪あり」とするのであった。それは、安龍福が日本で文書を提出したことを日朝両国がともに認めるものであり、そして文書を提出したとすれば鳥取藩に滞在中でということになる。

第5に、隠岐に来た安龍福は、鬱陵島や子山島で渡海した日本人を怒鳴って追い払った男のイメージとは異なって、極めて友好的に振舞っており、これに隠岐の人たちも、できるだけ配慮をして友好的に対応していたことがわかるのである。

在番役人の取り調べが終った時、安龍福は「心入れ」と称して、干鮑5包を在番役人へ、1包を大久村庄屋に贈ろうとした。これは受け取らず返却されたが、贈りものをしようとしたのは、みやげのつもりであったのか、世話になる御礼の意味が込められていたとみるべきであろうか。

次いで朝鮮人たちは、船にもってきた米がなくなり、夕飯を食べていないと申し出る。大久村庄屋が船中を調べて、炊に3合の米しか残っていないことを見て可愛想に思い、凶年で米が少なかったにもかかわらず、村内から米をかき集めて4升5合を、さらに西郷の役所が届けてきた1斗2升3合の米を提供した。そのさい安龍福が、朝鮮では漂着船は救助して振舞っており、飯米がなくなったからには救助するのが当然であると述べたのに対して、大久村庄屋は、漂着したのであれば救助するが、伯耆州に訴願するために来たからには、飯米の用意はできているはずだといって、一度は申し出を断った上で米を与えているのである。

また、毎日西風が強く、ゆれる船中では物書きができないので上陸させてほしいという申し出に対しては、海に近い百姓家を提供することにして、22日から安龍福ら4人が入居して訴訟のための下書をまとめたという。

以上のようなエピソードは、安龍福の言動を考える場合に参考になるはずである。

本稿で使用した村上家文書の「元禄九丙午年朝鮮舟着岸一卷之覚書」は、松

江市樋野俊晴氏解説によるものである。記して同氏のご芳情に謝意を表したい。



STUDIES OF THE CULTURE  
IN NORTH-EAST ASIA

No. 22

Oct. 2005

CONTENTS

Articles

NAITO Seichu : An Ron Buk in Oki Island ..... 1

SONG Pankwon : A Study on Naju Soban  
—A Small Dining Table Made in Naju District, Korea—.....17

SHIMIZU Taro : Chance Meetings of Vietnamese and Korean  
Tribute Missions in China (5)  
—17th Century Cases— .....39

QIAN Gang : Great Development of the West Area in China .....59

Translation

NAITO Hiroyuki : SONG Byeong-Gi "Japanese Incorporation  
of Ryang-go (Dog-do) Island" .....71

Published by  
RESEARCH INSTITUTE OF CULTURE  
IN NORTH-EAST ASIA  
TOTTORI COLLEGE

北東アジア文化研究

第22号

2005年10月

論 説

隠岐の安龍福 内藤正中..... 1

羅州の膳（羅州盤） 宋 判 權.....17

ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅(5)  
—17世紀の事例を中心として— 清水太郎.....39

中国の西部大開発 銭 剛.....59

翻 訳

宋炳基「日本のリャンコ島（独島）領土編入」 内藤浩之.....71

鳥 取 短 期 大 学  
北東アジア文化総合研究所